「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示案」に対する意見募集の結果について

令　和　８　年　１０　月
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
国　土　交　通　省
物　流　・　自　動　車　局

経済産業省及び国土交通省では、令和８年３月 31 日から令和８年４月 30 日まで、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示案」に対する意見募集を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

１．実施方法
（１）募集期間：令和８年３月 31 日～令和８年４月 30 日
（２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」に掲載、窓口での配布
（３）意見提出方法：インターネット、電子メール、郵送

２．意見募集の結果
３件
※なお、本意見募集とは直接関係のない御意見に対しては、考え方は示していませんが承っております。

３．提出御意見及び提出御意見に対する考え方等
別紙のとおり

４．本件に関するお問い合わせ先
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課
電話番号（直通）　０３－３５０１－９７２６
電話番号（代表）　０３－３５０１－１５１１
国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課
電話番号（直通）　０３－５２５３－８６０４
電話番号（代表）　０３－５２５３－８１１１

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の「**乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示案**」に対する提出御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです

御意見	御意見に対する考え方
国際的には電気自動車等が主流になるなかで「燃費」という言い方は改めるべきではないか。また、電気自動車の場合、電気代と同額のガソリンに置き換えて換算しており現実に即さなくなっているため、算出方法も電気自動車側を主にした方法に変えるべきではないか。	本告示案は、ガソリン車、ディーゼル車及びLPガス自動車を対象にしたものであり、電気自動車を対象にしているものではありません。よって、「燃費」という表現を使用し、算出方法に関しましても、現在の案としています。
乗用自動車の換算式を示す別添6の表において、今後の技術開発等によって、設定された区分に該当しない新たな車両が出てきた場合はどのように対応するのか。	一般に、現時点で存在していない車両を想定した区分設定をすることは困難ですが、御意見を踏まえ、特定ガソリン乗用自動車で軽自動車以外のもの（電気式ハイブリッド自動車以外のもの、ストロングハイブリッド自動車、ストロングハイブリッド自動車以外の電気式ハイブリッド自動車）の区分に「その他のもの」を追加しました。なお、定数Aについては1としました。

※上記のほか、誤表記や修辞上の修正等、所要の修正を行っております。